

## 平成28年度みやざき結婚サポート事業業務委託仕様書

### 1 目的

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行を踏まえ、「みやざき結婚サポートセンター」（以下「センター」という。）を運営するとともに、会員制の「みやざきマッチングシステム」（以下「マッチングシステム」という。）により、結婚を希望する男女に対して個別の出会いをサポートすることにより、結婚支援の推進を図る。

### 2 委託業務の内容

#### (1) センターの設置及び運営

本事業を実施するため、センターを県内3か所に設置し、運営する。

※ 設置期間は、委託期間と同一とする。

##### ① 設置場所

ア 本部 宮崎市

イ 支部 都城市及び延岡市

※ 賃貸料は、委託料に含めること。

##### ② 開所時間

ア 平日 12:00～19:00

イ 土曜日、日曜日及び祝日 10:00～17:00

※ 休業日は、毎週火曜日及び水曜日、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)とする。

##### ③ 実施体制

3つのセンターを維持・管理ができる人員を配置すること。

#### (2) 1対1のお見合い事業

結婚を希望する男女を対象に会員募集を行い、マッチングシステムにより1対1のお見合い事業を実施する。

##### ① マッチングシステム及びポータルサイトの管理

会員登録、お相手検索、お引合せ管理等を一元的に管理するマッチングシステム及びポータルサイトを管理する。

##### ② 会員募集に向けた普及及び啓発

パンフレットの配布等により、会員募集等に向けた普及及び啓発を行う。

##### ③ 応援企業の募集

1対1のお見合い事業を、会社内の独身者へ周知する等の広報に協力する応援企業の募集を行う。

##### ④ 会員サポート及び会費の管理

ア システムを運用し、会員のサポートを行い、個人情報管理を徹底する。

イ 会員登録に当たっては、会員から過大な負担にならない範囲内において会費を徴収することができる。

ただし、会費の設定変更や充当する経費については、あらかじめ県の承認を得なければならない。

##### ⑤ 相談対応

法的な問題や個人情報も含めたトラブルを未然に防止するため、弁護士とアドバイザー契約を締結して助言を求めるなど、会員や縁結びサポーターからの相談に対し、適切な対応を行う。

##### ⑥ 成婚報告

成婚報告のあった会員に対して、記念品の贈呈を行い、その状況をポータルサイト等に掲載し、結婚支援の気運を高める。

##### ⑦ 会員アンケートの実施

本事業の成果の把握及び会員サービスの向上に資するため、会員等に対してアンケート調査を行う。

#### (3) 縁結びサポーター事業

マッチングした男女の「お引合わせ」を行い、そのサポートを行うボランティアである「縁結びサポーター」を養成するとともに、より効果的な結婚支援を行うた

め、サポーターの情報交換会等を実施する。

① 縁結びサポーターの募集

個別のお引合せの仲介や交際フォロー等を行うボランティアである「縁結びサポーター」について、チラシの配布等により募集を行う。

② 縁結びサポーター養成講座の開催

縁結びサポーター申込者に対し養成講座を開催し、受講修了者に認定証を交付する。

養成講座は年3回以上実施すること。

③ 個別のお引合せの実施

お引合せの申込みに合意した場合は、縁結びサポーターを選定・連絡し、個別にお引合せを行う。

④ 縁結びサポーターネットワーク会議の開催

縁結びサポーターを対象としたネットワーク会議を開催し、成婚に結びつけるためのノウハウについての講演や意見交換会を行う。

なお、縁結びサポーター養成講座と合わせて実施することも可とする。

### 3 事業計画及び報告等

(1) 定例報告

受託者は、業務の実施に当たって、県が指定した様式による定例報告を行い、関係書類を保管すること。（会員登録数、お引合せ実施数、カップル数、成婚数等）

(3) 実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。

### 4 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 5 委託費の支払い

概算払とし、年2回に分けて支払う。